

やむを得ない理由により住民票の住所地で「マイナンバー」を受け取ることができない方は居所情報の登録をお願いします

次に該当する方で、やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードの送付を受けることができない方は、居所情報（送付先）の登録が必要です。

対象者

- ◎東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない方
- ◎DV（ドメスティックバイオレンス）、児童虐待などの被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない方
- ◎番号利用法の施行日（平成27年10月5日）以降、長期間にわたって医療機関・施設などに入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない方
- ◎上記以外の方で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方

登録方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」に記入していただき、平成27年9月25日（金）までに（郵送の場合は必着）住民票のある市区町村に提出してください。

※「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」は本市ホームページ（<http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/soshiki/43/yamuwoenai-kyosyojyouhoutouroku.html>）または総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html）からダウンロードしていただくか、戸籍住民課の窓口（市役所1階①番窓口）で入手できます。

また、上記の方法で入手できない方は郵送での取り寄せも可能です。

添付書類

添付書類として、次のものが必要となります。

- ◎対象者の本人確認書類のコピー
（顔写真付住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど）
- ◎居所に居住することを証明する書類のコピー
（賃貸契約書、権利書、医療機関・施設などが発行する入院・入所を証明する書類、公共料金の領収書など）
- ◎代理人の代理権を証明する書類のコピー（※代理人が申請する場合）
（法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、
任意代理人の場合は、委任状など本人の委任の事実がわかる書類）
- ◎代理人の本人確認書類のコピー（※代理人が申請する場合）
（代理人の顔写真付住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど）



居所情報の登録に関するお問い合わせ先

市戸籍住民課（市役所1階①番窓口） ☎ 32-2112 / FAX 33-2234

Mail: kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp